

就労継続支援A型事業所におけるスコア表（全体）

事業所名	あかり工房
住所	東大阪市吉田一丁目1番38号
電話番号	072-968-7861

事業所番号	2715004426
管理者名	船橋香永
対象年度	令和2年度

(I) 労働時間		40 点
①1日の平均労働時間が7時間以上		
②1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満		
③1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満		
④1日の平均労働時間が4時間以上4時間30分未満	○	
⑤1日の平均労働時間が6時間以上10時間未満		
⑥1日の平均労働時間が6時間以上11時間未満		
⑦1日の平均労働時間が6時間以上12時間未満		

(IV) 支援力向上（※）			15 点
①研修計画に基づいた外部研修会又は内部研修会			
参加した職員が1人以上であった			
参加した職員が半数以上であった			
②研修、学会等又は学会誌等において発表			
1回の場合			
2回以上の場合			
③視察・実習の実施又は受け入れ			
どちらか一方のみの取組を行っている			
いずれの取組も行っている			
◎ ④販路拡大の商談会等への参加			
1回の場合	○	1	
2回以上の場合			
◎ ⑤職員の人事評価制度			
人事評価結果に基づき定期に昇給を判定する制度を設け、全ての職員に周知している	○	1	
⑥ピアサポーターの配置			
ピアサポーターを職員として配置している			
⑦第三者評価			
過去3年以内の福祉サービス第三者評価を受審しており、結果を公表している。			
⑧ISOが制定したマネジメント規格等の認証等			
都道府県知事が適当と認めるISOが定めた規格その他これに準ずるもの認証を受けている			
小計（注2）			2

(II) 生産活動		5 点
①前々年度及び前年度において生産活動収支が利用者に支払う賃金の総額以上		
②前年度において生産活動収支が利用者に支払う賃金の総額以上		
③前年度において生産活動収支が利用者に支払う賃金の総額未満		
④前々年度及び前年度において生産活動収支が利用者に支払う賃金の総額未満	○	

(III) 多様な働き方（※）		35 点
①免許・資格取得、検定の受検勧奨に関する制度		
就業規則等で定めている	○	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
②利用者を職員としての登用する制度		
就業規則等で定めている	○	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
◎ ③在宅勤務に係る労働条件及び服務規律		
就業規則等で定めている	○	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	○	
④フレックスタイム制に係る労働条件		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
◎ ⑤短時間勤務に係る労働条件		
就業規則等で定めている	○	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
◎ ⑥時差出勤制度に係る労働条件		
就業規則等で定めている	○	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	○	
◎ ⑦有給休暇の時間単位取得又は計画的付与制度		
就業規則等で定めている	○	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	○	
◎ ⑧傷病休暇等の取得に関する事項		
就業規則等で定めている	○	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	○	
小計（注1）		9

(※) 任意の5項目を選択すること (注2) 8以上:35点、6~7:25点、1~5:15点

(V) 地域連携活動			10 点
地域の事業者と連携した付加価値の高い商品開発、企業や官公庁等での生産活動等地域社会と連携した活動を行い、その結果をインターネット等により公表している	○		

1事例以上ある場合:10点

項目	点数								
労働時間	5点	20点	30点	40点	45点	55点	70点	80点	70
生産活動	5点		20点		25点		40点		25
多様な働き方	0点		15点		25点		35点		25
支援力向上	0点		15点		25点		35点		15
地域連携活動	0点			10点					10

合計	
105	点 / 200点

(※) 任意の5項目を選択すること (注1) 8以上:35点、6~7:25点、1~5:15点